

議 会 資 料	議案第 26 号
健康推進課	

志摩市休日夜間応急診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正について

1. 条例を改正する理由

近年、医師をはじめとする医療資源の減少が進んでいること、また、医師の働き方改革の流れがあることから、志摩市休日夜間応急診療所の休日診療の担当医師の確保が困難になってきています。

このような状況を踏まえ、休日の診療時間を短縮し、医師の負担軽減を図ることで、担当医師を確保できるよう、条例の一部を改正します。

2. 改正する条例の要点

休日診療の午後の診療時間を30分短縮し、午後の診療終了時間を「午後4時30分まで」から「午後4時まで」に変更します。

3. 改正による効果等

医師の負担軽減を図ることができ、志摩市休日夜間応急診療所の維持・継続が可能となります。

志摩市休日夜間応急診療所の設置及び管理に関する条例(平成20年志摩市条例第42号)新旧対照表

現行			改正後（案）		
（診療日及び診療時間） 第4条 診療所の診療日及び診療時間は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、診療日及び診療時間を変更することができる。			（診療日及び診療時間） 第4条 診療所の診療日及び診療時間は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、診療日及び診療時間を変更することができる。		
診療区分	診療日	診療時間	診療区分	診療日	診療時間
休日診療	・ 日曜日 ・ 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定められた休日 ・ 1月2日及び3日並びに12月31日(以下「休日等」という。)	午前9時30分から午後0時30分まで及び午後1時30分から午後4時30分まで	休日診療	・ 日曜日 ・ 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定められた休日 ・ 1月2日及び3日並びに12月31日(以下「休日等」という。)	午前9時30分から午後0時30分まで及び午後1時30分から午後4時まで
夜間診療	・ 月曜日、火曜日、水曜日及び土曜日(休日等を除く。)	午後7時30分から午後10時まで	夜間診療	・ 月曜日、火曜日、水曜日及び土曜日(休日等を除く。)	午後7時30分から午後10時まで